

平成23・24年度 一般競争(指名競争) 参加資格審査申請書類作成の手引き(測量・建設コンサルタント用)

1. 提出書類

- イ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1-1、1-2、1-3)
- ロ 技術者経歴書(様式2)
- ハ 営業所一覧表(様式3)
- ニ 測量等実績調書(様式4)
- ホ 登記事項証明書(個人の場合にあつては身分証明書)又はその写し
- ヘ 登録証明書等又はその写し
- ト 財務諸表類
- チ 納税証明書又はその写し

2. 申請書等の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)及び各種様式は、参議院ホームページからダウンロードし入手すること。

参議院ホームページ(URL <http://www.sangiin.go.jp>)

3. 申請期間

定期受付 平成23年1月20日(木)～平成23年2月18日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く)

受付時間 午後1時から5時まで

随時受付 定期受付終了後、平成23年3月1日から随時受け付ける。

4. 申請書等の提出方法

申請書等は、A4判のフラットファイル(色は問わない。)に綴り、背見出し及び表紙に会社名を記載の上、提出すること。

また、資格審査認定通知書を送付するため、返信用封筒(送付先を明記し、切手を貼付する。)を提出すること。

5. 申請書等の提出先

東京都千代田区永田町1-11-16

参議院管理部営繕課・電気施設課 契約係 TEL 03-5521-7536(直通)

6. 記載上の注意事項等

- (1) 申請書等の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度終了日(ただし、「営業所一覧表」については申請日現在)とすること。

- ⑧ 司法書士……司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者……計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合。
- ⑩ その他の登録を受けている場合は、登録事業名が空白の欄に記載すること。

8. 申請書【様式1-2】の作成方法

(1) 「14 測量等実績高」の各欄は、次により記載すること。

- ① 「① 競争参加資格希望業種区分」欄は、参議院が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種(以下「競争参加資格希望業種」という。)に記載すること。

業種区分:測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査

- ② 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄は、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する(決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。)ほか、競争参加希望業種以外の実績高は、「その他」に一括して計上すること。

また、実績がない業種区分を希望する場合には「② 直前2年度分決算」欄に「なし」と記載する。

「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記載すること。

- ③ 「⑤ 申請を希望する部局」欄は、記入不要。

(2) 「15 有資格者数」欄は、参議院が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載すること。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

9. 申請書【様式1-3】の作成方法

(1) 「16 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄は、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門の番号に○印を付すること。

(2) 「17 自己資本額」の各欄は、次により記載すること。

- ① 「① 株主資本」欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載すること。
また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載すること。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた合計額を記載すること。
- ② 「② 評価・換算差額等」欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金があった場合に、その合計額を記載すること。
- ③ 「③ 新株予約権」欄は、新株予約権があった場合に、その額を記載すること。
また、個人にあっては「④ 計」欄に、純資産合計(期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定)の額を記載すること。
- (3) 「18 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載すること。
- (4) 「19 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること。
- (5) 「20 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。
- (6) 「21 外資状況」欄は、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1・2・3のいずれか)に○印を付するとともに[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。
なお、「2 日本国籍会社(100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (7) 「22 営業年数等」の「④ 営業年数」欄は、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間を記載すること。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除して記載(1年未満切捨て)すること。
- (8) 「23 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄は、それ以外の職員の数をそれぞれ記載すること。
また、「④ 計」欄は、法人にあっては常勤役員を含めた数を、個人にあっては事業主を含めた数をそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄は、常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。
なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいう。

10. 技術者経歴書【様式2】の作成方法

- (1) 本様式は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
また、「氏名」欄は、営業所(本社(店)又は支店等営業所若しくは常時契約する事務所等)ごとにまとめて記載すること。
なお、氏名の前には()書きで当該営業所名を記載すること。
- (2) 「法令による免許等」欄は、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。

(例:〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)

- (3) 「実務経歴」欄は、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

11. 営業所一覧表【様式3】の作成方法

- (1) 本様式は申請日現在で作成すること。
- (2) 「番号」欄は、最初に本社(店)を記載し、以降、連番で支店等営業所を記載すること。
- (3) 「営業所名称」欄は、常時契約を締結する本社(店)又は支店等営業所の名称を記載すること。
- (4) 「所在地」欄は、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- (5) 「電話番号・FAX番号」欄は、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「- (ハイフン)」で区切ること。
- (6) 「営業区域」欄は、記入不要。
- (7) 本様式については、関東以外の営業所について記載を省略することができる。

12. 測量等実績調書【様式4】の作成方法

- (1) 本様式は、登録を受けた業種別に、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- (2) 下請については、「注文者」欄は元請業者名を記載し、「件名」欄は下請件名を記載すること。
- (3) 「測量等対象の規模等」欄は、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

(4) 「**請負代金の額**」欄は、消費税込みの金額を記載すること。

13. 添付書類について

(1) **登記事項証明書(個人の場合にあっては身分証明書)又はその写し**

登記事項証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面(同法第10条に規定する書面をいう。)をいう。[申請日の直近のものを提出すること。](「15.」を参照)

(2) **登録証明書等又はその写し**

上記7. (4)の①から⑩までに掲げた各登録等について登録官署が発行する証明書をいう。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。(「15.」を参照)

(3) **財務諸表類**

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(個人にあっては、これらに類する書類)をいう。

(4) **納税証明書又はその写し**

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいう。(「15.」を参照)

14. 委任状【様式5】

代理人が代理申請を行う場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請を行う権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。(正本を提出すること。)

15. 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明(印影部分含む)である写しに限り、代用できるものとする。

16. 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「**04 本社(店)住所**」欄は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。

(2) 申請書の「**05 商号又は名称**」欄は、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。

(3) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

(4) 申請書等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

- (5) 申請書等の金額表示が外国貨幣額の場合は、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

17. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。